

官報

令和三年六月十五日

○第二百四回 参議院会議録第三十一号

令和三年六月十五日(火曜日)

午後五時一分開議

○議事日程 第三十一号

令和三年六月十五日

午前十時開議

- 第一 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案(衆議院提出)
- 第二 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(衆議院提出)

○今日の会議に付した案件

- 一、日程第一
内閣委員長森屋宏君解任決議案(森本真治君外一名発議)(委員会審査省略要求)
- 一、日程第二
一、議院運営委員長水落敏栄君解任決議案(吉川沙織君外一名発議)(委員会審査省略要求)

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。
日程第一 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

○議長(山東昭子君) これより内閣委員長の報告を求めるのでありますが、森本真治君外一名から、委員会審査省略要求書を付して、内閣委員長森屋宏君解任決議案が提出されておりますので、まず、本決議案についてお諮りいたします。

内閣委員長森屋宏君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。森本真治さん。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔森本真治君登壇、拍手〕

○森本真治君 立憲民主・市民の森本真治です。

私は、ただいま議題となりました内閣委員長森屋宏君解任決議案につき、発議者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

森屋委員長は、昨年の就任時、「本委員会は、内閣の重要政策及び警察等、国政の基本に関わる事項を所管しておりまして、委員長としてその責任の重大さを痛感をいたしております。委員会の運営に当たりましては、委員各位の御指導、御協

力を賜りまして、公正かつ円滑に行われますよう努めてまいりたいと存じます。」と御挨拶をされました。

内閣委員会は、まさに常任委員会の要として国政の基本に関わる事項を所管し、多くの法案を審査してまいりました。今国会でも、内閣提出法案六十三本のうち十三本が付託され、委員会の開会回数は既に二十七回、連合審査も三回実施しております。参考人質疑、連合審査等、与野党の話し合いにより、審議をできる限り充実させるべく、よって立つ立場は異なりつつも、お互いに知恵を絞り、一丸となつて国民の負託に応えるべく進めてきたと承知しております。そして、その中心にあり、公正かつ円滑に委員会を運営してこられたのが森屋委員長、あなたでした。

森屋委員長は円満なお人柄で、かつ、非常に勉強熱心であり、各法案に常に真剣に向き合つておられ、委員会中も常に全ての委員席、答弁席の隅々にまで目配りを絶やさず、何事にも最大限の情熱を注ぎ、真摯な態度で臨まれており、党派を超えて一同、心から尊敬の念を抱いていたと聞いています。

このような人格円満な委員長の采配があつたからこそ多くの問題が指摘され、衆議院から荷崩れ状態で送付されてきたいわゆる土地利用規制法案についても、衆議院では受け入れられなかった連合審査、参考人質疑を行い、参議院らしい質疑が重ねられてきたのです。立場の違いはありつつも、誰もが円満に運営されていくと思つていました。

しかし、昨日、状況は一変しました。まさに君子豹変す、森屋委員長は、昨日、参考人質疑が終つた後に理事会を再開し、野党理事が抗議する中、一方的に職権で委員会立てを決定しました。

それまでの委員長の誠実な人柄を知っているだけに、取り付く島がない状態に唯然とするばかりだったと聞いています。

森屋委員長、国政の最も基本となるものは何でしょうか。国家は、領域、国民、主権の三要素から成り立つとされています。いずれもおろそかにできない重要な要素であり、これらに関わる立法については、特に民主的な手続を踏まえ審議を尽くすことが求められます。

我が国では、物事は多数で決定され、その結果には少数者も従うこととなります。その前提は、約束したルールが守られ、議論が尽くされているということなのです。つまり、内容には納得できなくても、少なくとも手続が守られるということが何より重要であります。与野党間の信頼関係は、手続が適正になされるという紳士協定が守られることに支えられているのです。あなたの行為は、その信頼関係を踏みしめるものでした。この後、何を信頼すればいいのか、谷底に突き落とされた絶望感があなたには分かりますか。

民主的プロセスを大事にしない委員長は委員長に値せず、ここに断固抗議の意味を込めて解任決議案を提出したものであります。

森屋委員長、あなたがここまで追い詰められたのは、この土地利用規制法案の担当大臣である小此木大臣、そして管内閣総理大臣の責任が大きいと確信しています。

小此木大臣の責任は、第一に、問題点の余りにも多い生煮えの法律案を提案した、まさにそのこととあります。

この土地利用規制法案が我が国の安全保障等に寄与することを目的としている趣旨は理解でき、適切な法制度を設ける必要性も否定はしません。かつての民主党政権下でも、外国資本等による森

林買収の増加に対応する法改正がなされているところですが、しかしながら、今回の法案の内容にはとても賛成できません。理由は、大きく二つです。

第一は、まず、法案の目的に対して講じられている手段という点から全くもって不十分であり、土地等の利用規制の実効性の確保ができていない点です。農地や水源が入っていない点、経済社会への影響という観点から、最重要である市ヶ谷が規制対象に入らないのかあやふやな点、事前届出では取得そのものは止められない点は看過できません。契約そのものは有効に成立し取得自体はできてしまうという点で実効性が低いことに反し、調査や勧告命令により権利侵害が甚だしい点で、バランスを失っていることを強く指摘いたします。

土地利用規制法案の問題点として、国会を唯一の立法機関と規定する憲法の趣旨に反する典型的な包括委任規定が含まれている点は看過できません。刑罰が科せられたり、行動の自由や表現の自由などの行為規制、財産権の制約などを伴うような法律については、法律でできる限り規定し、委任する場合でも、その内容に応じて法律の段階で対象を限定し、基準を明確化し、具体的な例を示さなければ明確性の原則に反し、違憲の疑いすら出てきます。

規制の対象となる区域や調査対象、調査で収集される個人情報、調査手法、刑事罰の対象となり得る行為など、行政府の裁量で変更できる政令や基本方針に委ねられた事項が余りに多く、恣意的な行使で正当な活動である住民運動が規制されかねないことは認めるわけにはいきません。

規制法案の目的、必要性を理解するからこそ、目的達成に必要なかつ十分な内容で、条文に明記す

べき項目は明記した法案を出すべきという、担当大臣としてのイロハのイともいえるべき責務を放棄したと断ぜざるを得ません。

小此木大臣の第二の責任は、法案の提出時期であります。

この法案の提出は三月二十六日、この時点で既に内閣委員会に付託が見込まれる法案が既に十一本提出されていました。その中には、デジタル改革関連法案のような重要な議案も複数含まれており、しかも、その後に国家公務員法改正案も追加されました。そもそも、この法案は一月十五日の議院運営委員会理事会で提出予定とされたものの、提出遅延議案となった経緯があります。手続が遅れたのは、与党内でも異論があったことの証左です。

過去には、十分な審議時間が取れないという理由で政府が法案提出を断念し、次国会以降で提出し直し、あるいは継続審査となった後、次国会以降で成立した例もある中、なぜ、あえてこのタイミングで審議を求める必要があったのですか。混雑する内閣委員会で審議時間をできるだけ短くして通そうという意図を持っていたとは思えません。

小此木大臣の第三の責任は、答弁が不安定であり、質疑の内容とかみ合っていないこともしばしばで、国権の最高機関、国の唯一の立法機関である国会に対して不誠実極まりないことであります。政府参考人の答弁も法的安定性を欠き、耳を疑うような迷走ぶりです。

そもそも、施設リストはあるのかないのか、立法事実があったのかないのか、どのような行為が規制対象となるのかならないのか。後から会議録を読み返しても、さきの答弁と後の答弁の相違点が目に付き疑問は深まるばかりです。我々は、国

民の代表として法案の疑義についてただしているのです。大臣には誠意を持って答弁していただきたい。安全保障上の理由と言えは何でも通ると思っているのですか。国会軽視も甚だしいと断ぜざるを得ません。

第四の理由は、参議院軽視の姿勢です。会期末が迫る中、参議院における十分な審議時間が確保されないことが明らかで、言わば荷崩れの法案として六月一日に送付されたことについて、内閣、政権与党の一員である小此木大臣の責任を問うものです。

衆議院内閣委員会で、立憲民主党が法案には問題点があると慎重審議を要求したにもかかわらず、委員長発言により質疑が終局され、強行採決されたことは言語道断であります。その際、参議院に審議時間を確保するという大義名分があったと仄聞しておりますが、突止千万であります。

確かに、従来から、衆議院に対し二十日間の参議院の審議時間の確保についての配慮方を申し入れてきています。これはあくまでも平穏な状態で送付されることが前提であることは言わずもがなです。不正常な中で議決されたとなると、参議院での審議にはより時間が掛かるのは自明の理です。特に、本法案は、与党内でも協議が難航したために閣議付議期限に間に合わず、提出遅延となったといういわく付きの法案です。それを二週間足らずでどのように審議しろというのでしょうか。二院制の意義を没却するものであり、参議院軽視も甚だしく、怒りを覚えるものであります。

そもそも、参議院での審議時間を確保しようというのであれば、全ての元凶が法案が未成熟なまま提出時期が遅れたことにあることは看過できません。

本法案は、提出、成立を急ぐ余り、入念な検討が不足していることは明らかです。だからこそ、審議時間が長引くにつれて綻びが出てくるのです。提出が遅れた理由は、与党内での調整に手間取ったからだけなのですか。審議をそこそこに切り抜け、何としても成立させるために、わざわざ遅いタイミングで提出し、参議院での審議時間を確保するためという大義名分で衆議院の審議を切り上げようとしたのが実態ではありませんか。そして、そのしわ寄せが人格円満な森屋委員長を追い詰めた。断じて許せないものであります。

このような国会運営を強いているのは、菅内閣総理大臣にはかなりません。

その第一の理由は、国民の命と生活を守るという内閣総理大臣の最大の責務を怠り危機にさらしてきたこと、第二に、巨大な権力を背景に恫喝的な手法で行政プロセスをゆがめてきたこと、そして第三に、自らの判断について国民への説明責任を果たそうとしない政治姿勢にあります。

第一の理由、国民の命と生活を守るという内閣総理大臣の最大の責務を怠り危機にさらしてきたこと、これは、現下のコロナ禍への対応の不手際、東京オリンピック・パラリンピックを強行しようという姿勢に現れていることは言うまでもありません。

世論調査でも、圧倒的多数の国民が東京オリンピックの中止、延期を支持し、この夏の開催に反対していることは明らかです。それでも総理は開催に固執、強行する姿勢を崩していません。中止や延期という選択肢は全く存在しないようです。

国民が今最も心配しているのは、新型コロナウイルスの更なる拡大です。出入国をセーブしている現状でも、強力な感染力を持つ変異株の拡散は防げてい

ません。ましてや選手、関係者という大きな人の波が動けば感染拡大の懸念が広がることは誰が考えても分かることです。

医療体制が危機的状況にあり、負担が過大になっていることは誰の目にも明らかです。しかし、国民が納得できるような対策の説明もありません。現在設けられている待機期間についても、関係者には大幅に緩和する方向性が示されています。そして、一旦入国してしまえば、国内での行動監視、移動制限は、相手方の善意に期待する仕組みでしかありません。選手はまだ行動把握ができて、その他の事務局関係者、報道機関等までどうやってコントロールできるのでしょうか。専門家からの度重なる警告を無視して強行し、感染が爆発した場合、誰が責任を取るのか。ぎりぎりまで持ちこたえ、ワクチン接種すら満足に進められない中、オリンピックに協力する余裕がどこにあるというのか。

感染が拡大すれば、救える命も救えなくなります。国民の命と生活を守るのが総理大臣という発言がありました。その国民とは誰ですか。自分のお友達だけが国民だと思っているではありませんか。総理が守るべきは、一億二千万の国民です。それが分かっていないあなたに、菅総理、その資格はありません。

第二に、巨大な権力を背景に恫喝的な手法、そんなたく強い手法で行政プロセスをゆがめてきたことであります。

かつて安倍総理は、森友学園問題で、自分や妻が関係していたら総理、議員を辞めると発言しました。その発言があったがために、財務省が全省を挙げて関係がなかったことにすべく、改ざんに走るまでに追い込まれました。安倍総理本人には当時は自覚がなかったかもしれませんが、総理の

一言は大変な重みを持ちます。うそにうそを重ね、後戻りできない状態にまで周囲を巻き込み、職員の内殺まで引き起こしました。今、菅総理の下でも同じ構図が描かれています。

総理の一声でグリーンイノベーション基金が二兆円となるなど、規模ばかり膨らませた令和二度第三次補正、令和三年度当初予算ではコロナ予備費五兆円を計上しました。予備費は、不測の事態に備えるために設けられた例外的な仕組みです。財政の基本原則を無視し、破壊しているのが菅総理です。かつてであれば、このような政策には官僚が全力で抵抗したでしょうが、人事権を背景に脅し、強制的に言うことを聞かせてきた総理の実績の前ではなすすべもありません。

総務省の接待問題も同じです。総理は、長男を別人格と主張しましたが、総理の影響があるかないかは総理の側から決めるものではありません。客観的状況から相手方が判断するものです。相手方が総理の影響を恐れ、不興を買うことを恐れて誘いに応じたというのであれば、別人格という言葉は成り立たないでしょう。

折しも、選挙違反で当選無効となった国会議員の歳費返還を可能とする歳費法の改正が今国会では見送られました。広島を地元とし、国民の政治不信の払拭と再発防止を重視してきた私としては、菅総理が歳費法の改正に距離を置く発信をしてきたことがこの見送りに大きく影響したのではないかと非常に残念に思っております。

そして第三に、自らの判断について国民への説明責任を果たさそうとしない政治姿勢、説明責任の放棄であります。

まず、党首討論での責任放棄には心底失望しました。総理は過去の思い出を熱く語るだけで、現在の困難に真摯に取り組む姿勢は全く見られず、

党首討論の意義を完全に形骸化させました。そして、総理は、記者会見の説明を軽視する姿勢が目につきます。

総理が質問に答えられないのはなぜでしょうか。説明しないのか、説明できないのか。周りの者は自分に従うのが当然で、説明の必要すらないと思っているからでしょうか。イエスマンで固めた総理の周りからは耳に痛い言葉は入ってこないでしょう。

かつて日本では、強力なリーダーシップを発揮した政治家は、そろって国民への説明力、説得力に優れていました。そして、勉強熱心、広く人々の意見に耳を傾けました。決断は自分の責任で行う、だからこそ支持を集めたのです。

総理を見てみると、まず自分の判断があり、それに都合のよい専門家の意見だけ、裏付け、いえ、責任転換先として使っているように思えてなりません。自分に都合の悪い意見は異論として切り捨て、これはいまだに尾を引いている日本学術会議の委員の選考問題にも共通するものです。

総理を取り巻く状況を見ると、上行えば下効うの悪例で、末期症状の感があります。平井デジタル担当大臣がオリパラ向けのアプリ開発を受注した企業に、脅しておいた方がいい、完全に干すと発言したり、武田総務大臣が予算委員会のときに記憶にないと言えと電波部長に声を掛けたりする、こうした行動はおごり以外の何物でもありません。

それが小此木大臣の差配に影響し、しわ寄せが森屋委員長にきた。全ての根源は菅総理の政治姿勢にある、このことを強く糾弾し、趣旨説明いたします。

御清聴、誠にありがとうございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。徳茂雅之さん。

〔徳茂雅之君登壇、拍手〕

○徳茂雅之君 自由民主党の徳茂雅之です。

私は、自民、公明を代表し、ただいま議題となりました森屋宏内閣委員長解任決議案に対し、断固反対の立場から討論を行います。

まず、この解任決議案を提出する必要性は一体どこに存在するのでしょうか。憤りを感じざるを得ません。

今回の解任決議案の主な理由として、重要土地等調査法案に対する姿勢などを挙げておりますが、うなずけるものなど一つとして見当たりません。

そもそも、高齢化や人口減少により所有者不明土地が増えている中、外国資本による利用目的不明な土地所有が目につくようになっていきます。我が国を取り巻く安全保障環境が不確実化、不透明化をしていることと相まって、防衛関係施設周辺や国境離島等も例外ではなく、どこかの誰が何のためにこの土地を購入したのか、顔が見えない事例も数多くあります。住民からも不安の声が上げられています。見えない懸念に悩む全国各地の地方議会からは、安全保障上の観点から土地の管理を求める意見書が提出され、国に対する社会的な要請は増しています。

米国や豪州でも、同様の懸念から一定の土地取得の事前審査や取引中止命令などを課す法制度が存在しています。安全保障にとって重要な施設や土地周辺での土地買収や利用に対して何らかの措置を講じていくことは、厳しさを増す国際環境から国と国民を守るための世界的な常識になっています。

令和三年六月十五日 参議院会議録第三十一号

内閣委員長森屋宏君解任決議案

安全保障上の脅威は急に起こるものではないから、この法案の必要性はないという主張は通りません。国を脅かす動きは水面下で起こるものであり、見えたときには危機はすぐそこに来ているというのが歴史上も明らかです。脅威は見る努力をしなければ見えないものですし、今見えないからといって危機はないというわけではありません。

私権との関係も、これまでの審議で明らかになっています。本法案により一定の範囲の土地に対して規制が課されますが、そもそも、この法案により規定される事前届出は一般の土地関連法令でも求められる類いのものです。利用状況調査についても、趣旨や目的から見ても必要な項目であり、罰則規定がある報告も、行政機関への情報提供を求めた結果、なお必要があるときと限定されています。つまり、私権保護との均衡がしっかりと組み込まれている内容となっています。

また、不動産価格についても、本法案による対象になることでの影響は小さく、民間取引事業者の見方では、このことで不動産価格が低下する懸念はないのではないかとされています。

本法案は、私権保護とのバランスを取りながら、安全保障上のリスクがある土地等の利用状況を調査した上で、必要に応じて防衛関係施設等の機能を阻害する土地等の利用に一定の規制を課することを柱としており、我が国の安全保障をめぐる内外の諸情勢の中で必要不可欠なものと確信しております。その成立を阻止するために、内閣委員長解任決議案を提出し、委員会審議をストップさせるなど、全く理由にならないものであります。

森屋委員長は、山梨県議会議長として、多方面からの意見をまとめ上げ、議会改革を推進し、その成果を修士論文にまとめる勉強家でもありません。命の大切さを訴えて救命救急医療政策をライ

フワークに掲げ、山形県へのドクターヘリ導入の実現、あつ、山梨、失礼しました、山梨県へのドクターヘリ導入の実現に汗をかいてきた実績もあります。

内閣委員長としても、国会で、円満に内閣委員会が運営できるように努めながら、新型インフルエンザ等対策特措法、子ども・子育て支援法、デジタル社会形成基本法、銃刀法、ストーカー行為規制法、障害者差別解消法など数多くの法案を、与野党からの声にしっかりと耳を傾け、審議を重ね、成立させてきました。この常に双方の意見を聞く姿勢のベースは、大学卒業後、幼稚園勤務で幼児教育に携わった経験が生きているのではないかと思っております。

今回の重要土地等調査法案の委員会運営でも、極めて丁寧に進めてこられたところは誰もが認めるところであります。この法案では、野党の意見を受けて衆議院を上回る質疑時間を確保しております。内閣委員会と外交防衛委員会の連合審査も開催しました。参考人質疑も開催し、質疑を充実させてきました。これ以上ないほど丁寧かつ誠実に委員会運営を行ってきたことは明々白々であります。森屋委員長を批判する理由など何一つありません。さらに、議会人として尊敬されるべき、その高い委員会運営能力とすばらしい人格を疑う者はいないはずであります。批判される理由など寸分もありません。

以上申し上げましたように、一部野党による余りに理不尽な本決議案の提出は全く容認することができません。直ちに退けられるべきであります。森屋委員長には、引き続き公平中立かつ円滑な委員会運営をお願いしつつ、解任決議案に断固反対であることをお伝えし、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 斎藤嘉隆さん。

(斎藤嘉隆君登壇、拍手)

○斎藤嘉隆君 立憲民主・社民の斎藤嘉隆です。私は、会派を代表して、ただいま議題となりました内閣委員長森屋宏君解任決議案に賛成の立場から討論をいたします。

森屋委員長、山梨選出の森屋委員長、あなたの人格や識見に、私自身、特段の異議はありません。内閣委員会の運営そのものを見ても、新型インフルエンザ特措法、デジタル関連法を始め十数本の閣法を、与野党会派の意見に耳を傾けながら審議を進めてこられたと聞いています。法案の中心の是非や、審議時間、審議内容が十分であったかどうかはさておき、委員会の円滑な運営に汗をかいてこられたことは事実だと思います。

私たち野党も、政府提出法案の問題点や課題の解消を図りつつ、コロナ禍の中、国民の生活と健康、安心を守るため、審議に協力してきたことは御承知のとおりです。そんな森屋委員長に対する解任決議案をよもや提出することになろうとは、私たちも想定外でありました。

この常会最終盤になって、与党主導でいわゆる重要土地利用規制法案が衆議院から一方的に送付され、参議院では僅かな期日の中での審議を余儀なくされる事態となりました。憲法との整合の是非や国民の権利に関わる極めて重要な法案であるにもかかわらず、衆議院では野党が求めた連合審査や参考人質疑すら行われず、法案の様々な課題については明確な答弁もなく、審議不十分、生煮えどころか火にも掛けない状況のまま強行採決されたものであります。

そもそも、本法案は、解任決議案提出の趣旨説明にもありましたように、国会への提出期限も守られず、参議院への送付期日についての合意事項も

無視をされました。参議院軽視にほかならず、強い憤りを感じます。与党の皆さんは情けないと思われたいのでしょうか。

重要議案の参議院での審議期間は最低二十日間を確保するという取決めは、参議院改革協で合意をされたものです。参議院が自ら合意したことを自ら遵守しないのならば、そもそも改革協など必要ないじゃないですか。今後、改革協での議論そのものが無駄、無意味だと言われても仕方がありません。猛省を促したいと思います。

森屋委員長、本来であれば、あなたが自ら体を張って、内閣委員会における本法案審議がこうした状況に陥ることを阻止すべきだったのではないのでしょうか。あなたは参議院の一員であり、常任委員長の一員にありま。参議院での充実した審議を保障することこそ、あなたの委員長たる職責なのではないでしょうか。

本法案について、参議院内閣委員会では、衆議院で実施されなかった外交防衛委員会との連合審査や参考人質疑が実施されました。昨日の参考人質疑では、野党側の要求した参考人ばかりでなく、政府の有識者会議の委員も務めた与党側の参考人からも、条文案を読むだけでは様々な臆測が広がるおそれがあるということはこの審議のプロセスを伺って痛感したという意見や、国会への報告や国民への十分な説明と情報開示が必須であるというような意見も出されるなど、法案の持つ問題点が明確になりつつありました。

しかし、参考人質疑終了後に再開された内閣委員会理事会において、与党側から、事前に合意されていたなかった同日中の質疑、討論、採決の提案がなされました。昨日は、そもそも内閣委員会の定例日ではありません。衆議院で実施されなかった参考人質疑を行うために、定例日外ではありま

したが、与野党合意の下で行われた委員会でした。

参考人質疑で参考人の皆さんから貴重な意見をいただき、明らかにした課題について更に政府にその見解をたずね、当然のことです。それを、事もあろうに、参考人質疑が終了した途端、同日の質疑から採決までを提案するとは何事ですか。何のための参考人質疑であったのか、改めて問わなければなりません。

これらは、昨日十七時四十五分に開会した内閣委員会理事会での与党理事からの提案です。提案は、十九時に委員会を再開、質疑を開始するというものでした。十八時近くになって十九時からの質疑を提案する、一体いつ質疑通告をすればよいのでしょうか。通告もなく形ばかりの質疑を行い、委員会の役割が果たせるのでしょうか。今後、全ての委員会において通告なしのガチンコ質疑でよいとも言うのでしょうか。

このような常軌を逸した提案に対し、反対する野党を無視し、森屋委員長、あるうことか、提案どおりの委員会再開を宣言をしました。このような暴挙を許すわけにはいかず、誠に遺憾ながら、やむなく委員長解任決議案を提出するに至りました。与党側から売られたけんかを買わざるを得なかったというのが私たちの偽らざる本音であります。

こうした一連の流れを主導したであろう与党幹部の皆さんにも申し上げます。

なぜ、昨日のうちに本法案を無理に採決する必要があったのですか。そのような提案がなされ、委員長がそれを認めたならば、私たちがやむなく委員長解任決議案を提出することは火を見るより明らかです。どのみち昨日のうちの採決はできませんでした。にもかかわらず、あえて森屋委員長を経歴を傷つけるような振る舞いをする必要がな

ぜあったのですか。意味不明であります。

昨日、並行して行われた議院運営委員会理事会でも、信じられない提案が与党理事からありました。それは、衆議院に内閣不信任案が提出されることが想定される中、不信任案が提出された場合にも、その処理を待たず、この参議院本会議を開会するというものでした。

内閣全体への信任の是非が問われている中、参議院での審議を行うことなど言語道断です。終戦間もない時期に同様の扱いがあったようですが、現行の国会ルールがある程度定着して以降、少なくとも五十年以上にわたり、参議院の良識に基づき、そのようなことが行われることはありませんでした。まさに前代未聞です。野党会派理事の猛烈な反対を受けて理事会は休憩、数十分後に再開された理事会では、一転して与党から提案が取り下げられました。

なぜこのような国会の歴史に汚点を残しかねない提案をする必要があったのか。この時点で、衆議院を解散する方針でも持たれていたのでしょうか。混乱に拍車を掛けたこうした所作振る舞いにも大いに抗議したいと思います。

法案の内容にも言及します。

政府・与党の言いなりとなり、森屋内閣委員長が強行採決を目指す重要土地利用規制法案が日本の安全保障に真に寄与する内容のものであれば、否定などするはずありません。安全保障上重要な施設の周辺や国境離島における土地利用等の在り方についても、安全保障上の懸念を払拭する法律を得ることは重要なことです。しかし、本法案には、看過し難い問題点が多くあります。

最も大きな問題点は、法案の核心部分が明文化されておらず、判断が政府に白紙委任をされている点です。大幅な私権制限を伴う法律でありながら、政令等に依拠する部分が余りにも多過ぎま

す。

本法案では、規制の対象となる行為を重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為としているにすぎません。機能阻害行為とは何かをただしても、一概には言えないとの政府見解です。また、注視区域、特別注視区域を指定する場合にも、距離範囲を一キロメートル以内で政府の裁量で判断することになっており、判断基準は、理由も含めて法案の中では何も明らかにされていません。

政府が安全保障上重要な土地や建物の所有や利用状況を把握するための土地等の利用状況の調査についても同様であります。そもそも、どんな手段、方策で行う調査なのかは、手のうちは明かせないとの理由で明らかにされていません。個人情報報の取扱いについても、法律に何の規定もされていません。規定次第では全国各地が監視対象となり、情報収集の範囲もよく分かりません。利用者、関係者が調査対象となっており、ここでの関係者の定義を問うても、定義がないとの返答であります。

注視区域では政府が土地や建物の所有者の個人情報調査できるように、特別注視区域に指定されれば、土地の購入前に、内閣総理大臣に対し、個人情報と土地の利用目的を届け出ることが義務付けられることとなります。指定によって不動産の価値に大きな影響が出るでしょう。まさに財産権の侵害になりかねません。

また、機能を阻害する行為とみなされれば刑事罰が科される可能性があり、調査が個人の思想信条、家族関係、友人関係にまで及ぶことさえ否定されていません。ある種、気持ち悪い法案であることは多くの方の思いでしょう。

国民の日常を規制の対象とする以上、丁寧かつ具体的な説明が求められるのは当然です。また、明確な立法事実に基づくものであることも必要不

可欠です。こうした国民の懸念を払拭するには、これまでの審議では余りにも不十分です。

森屋委員長、あなたは、国民の思いに応えるために、公正中立な立場を貫きつつ、十分な審議時間の確保と、丁寧かつ誠実な答弁を政府に対して要求する義務があります。そうした姿勢を見せず、委員会審議を強引に打ち切ろうとしたことは、熟議の府である参議院に属する議会人としてあるまじき行為であります。参議院は、衆議院が採決した法案を自動的に通すだけの院ではありません。

最後に、菅内閣総体に一言申し上げます。

今、最も重要で迅速な対応が必要なのは、この法案ではなく、コロナ対策、ワクチンの早期接種、コロナで影響を被った事業者や個人への支援ではないですか。にもかかわらず、この重要土地利用規制法案やいわゆるデジタル監視庁法案など、自国民への管理統制を強める法案ばかりに執心する、これは一体どうしたことでしょうか。政治が行うべき施策の優先順位を間違えていると言わざるを得ません。

昨年九月の菅総理大臣就任以降、コロナ感染者数は七十万に近く増加しました。亡くなった方は昨日まで一万二千六百七十人、お一人お一人に人生があり、愛すべき家族がありました。公表されることもなく、入院すらできないまま命を落とした方もあったことでしょう。国民の命をこれほどまでに危険な状況にさらしておきながら、緊急性のない法案成立のために国会を事実上空転させ、多くの都道府県が緊急事態宣言中であるにもかかわらず、その最中に国会を閉じようとするなど正気の沙汰ではありません。

開会まで四十日を切った東京オリンピック・パラリンピック大会についても同様です。刻一刻と開会が迫っている中、いまだに観客の有無すら明

らかにできずにいます。開会中の四十九日間のテレワークを国民に求めながら、子供たちだけでも百二十八万人を動員する観戦プログラムを実施し、三百万人規模とも言われる国内での人の動きを看過するのであれば、国民の理解が得られるはずありません。その先の未来、起こり得る最悪の事態が想像できているのか。その瞳に国民の姿は見えているのでしょうか。疑わざるを得ません。与党の皆さんの見識が今まさに問われています。このことも付言しておきたいと思います。

以上、与党による強引かつ国民不在の国会運営と、それにあらがうことのない森屋内閣委員長の姿勢こそ、解任決議案に賛成する理由であります。議員各位には、本決議案に賛成いただきますことを切にお願い申し上げます。討論といたします。御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 田村智子さん。

(田村智子君登壇、拍手)

○田村智子君 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました内閣委員長森屋宏君解任決議案に賛成の討論を行います。

今国会の内閣委員会は、法案に対する評価や賛否が対決しても、またデジタル改革法案など審議を尽くしたとは言えないにしても、与野党の協議を踏まえた委員会運営が行われてきました。森屋委員長も、与野党合意を尊重し、質疑者に対して、例えば、申合せの質疑時間が来たからといって、発言を強制的に止めるような運営は一度もありませんでした。

象徴的だったのは、障害者差別解消法改正法案の審議です。障害者施策の基本は、私たちのことを私たち抜きで決めないでということ、衆議院で参考人質疑がなかったとしても、当事者からの意見聴取が必要だという理事会での私の提案を委員長も与党も受け入れて、対政府質疑の中ではあり

ましたが、参考人として障害当事者を呼ぶことが認められたのです。これは画期的な委員会だったと、私は内閣委員会の一員として誇りに思っています。

この日の委員会終了後、森屋委員長は、わざわざ私に声を掛けられました。視覚障害者の方が日々の生活の困難をリアルに話されたのはとてもよかった、何よりも大臣や政府参考人が同じテーブルで意見を直接聞いたのだから、今後の政策に反映されるだろうなど、感想を述べられたのです。

会期末まで僅かな日程の下で参議院に送付された土地利用規制法案の審議も、衆議院では行われなかった外交防衛委員会との連合審査及び参考人質疑が与野党協議によって実現しました。法案の影響を最も受ける沖縄県選出の議員が内閣委員会にはいない。連合審査によって、沖縄の風の伊波議員が沖縄の歴史と米軍基地の実態を示して質問されたことは、参議院の法案審議にとって大変重要なものだったと思います。

参議院が熟議、再考の府であるとはどういうことなのか、こうした委員会運営を通じて森屋委員長御自身も実感されてきたのではありませんか。ところが、昨日夕刻になって、森屋委員長の態度は急変しました。

事前の理事会で確認していた、土地利用規制法案の参考人質疑、宇宙資源法案の質疑、討論、採決が終了したにもかかわらず、内閣委員会を散会とせずに、突然休憩を宣言したのです。休憩とすることは、直前の理事会で一切提案がなく、委員会中の場内協議さえありませんでした。

なぜ休憩にしたのかという私の問いに、国会情勢から私が判断したと森屋委員長は答えましたが、その判断は何によってなされたのでしょうか。このような委員長独断の委員会運営が許され

てしまえば、理事会での日程協議は何のために行われるのでしょうか。

不可解な委員会休憩の後、十七時四十分過ぎに再開された理事会では、突如として自民党から、十九時に委員会を再開し、希望する会派のみ質疑を引き続き行い、質疑終了、採決をという提案がありました。そもそも、十四日は参考人質疑しか確認していません。突然、続けての法案質疑を政府に対して行えというのは、余りにも乱暴、理不尽な提案です。

昨日の参考人質疑自体も、十日木曜日に議決したもので、参考人の方々は急遽予定を変更して準備をされたことでしょう。これまでの委員会速記録にも目を通して委員会に臨んだということを知

る場面もありました。しかも、その質疑では、与党推薦の参考人からも、条文を読んだだけではどのようにでも解釈が可能になってしまうということはあつてはならない、プライバシー権や個人情報保護の観点から新たな懸念材料というものが生まれては決していけない、そこを払拭するための歯止め機能、どういう条文が入れば少しでも担保できるのか、是非実現していかないと指摘されました。三人の参考人全員が、立法院に条文で歯止めを加えてほしいと求めたのです。

これらの意見を法案審議に生かすことが内閣委員会に求められる役割であることは明白ではありませんか。参考人質疑直後の採決提案は、私たちが招いた参考人の方々にに対して余りにも非礼、無礼、傲慢不遜だと言わなければなりません。この提案を了承した公明党、維新の会にも猛省を促したい。そして、立憲民主、国民民主、私からの猛烈な反対と抗議がありながら、森屋委員長、自民党提案をそのまま委員長職権で決するなど、断じて許されることはありません。

不可解な委員会の休憩、夕刻の理事会での突然の採決提案、どちらも内閣委員会理事会の現場では直前までその兆候さえありませんでした。野党はこれまで、法案の審議拒否はもちろん、日程協議に応じないという対応も一切していません。会期末ぎりぎりとはいえ、まだ委員会定例日も残されており、昨日は委員会終了後に十五日以降の法案審議について協議するのだと、与野党共に構えていたはずでした。

次回の委員会では、法案第六条の土地利用状況調査について政府答弁の整理が必要であるという私の要求についても、次の委員会の持ち方の中で協議することを確認していました。連合審査会での小西議員の資料要求も、理事会での具体の協議はこれからです。

これら当然の委員会運営の流れがなぜ打ち切られたのか、なぜ森屋委員長が態度を一変させて職権で質疑終了、採決まで行おうというのか、内閣委員会の外からの圧力によるのだと指摘せざるを得ません。

森屋委員長、あなたがなすべきは、委員会運営への乱暴な介入を毅然として排することです。それが公正な議会運営を担う委員長の責務、職権、矜持ではありませんか。

土地利用規制法案は、審議をするほどに矛盾、問題点がばらばらと露呈し、およそ法律として体を成していないことが明らかになっています。それが質疑打ち切りの動機ではないのか。

自民党の議員等の質問を聞いてみると、中国、韓国という特定の外国資本による自衛隊基地の周辺土地や森林などの買収が安全保障上のリスクだと主張していることが分かります。しかし、この法案は特定の外国資本による土地買収を規制するものではなく、それを準備するための法案でもあります。そもそも、中国を含め外国からの投資

を止めるつもりも政府にはありません。

水源地や森林を守る必要があるということも、法案推進の立場で質問が相次いでいますが、これは本法案の範疇にも入りません。この法案の必要性を説く皆さんの問題意識にさえ本当は何も応えていないことが審議をするほどに明らかになっています。

一方で、国境離島の住民、自衛隊や米軍基地あるいは原発周辺の住民は、注視区域の指定によって登記簿、住民票、戸籍簿などの個人情報情報を強制的に調査され、内閣府によって二元管理されるのです。

それが安全保障上なぜ必要なのか、何ら合理的で納得のいく説明はありません。重要施設や国境離島にとって安全保障上何がリスクなのかも不明、何が機能阻害行為なのかも不明、どこを注視区域、特別注視区域に指定するかさえも不明、その区域内で誰を対象に誰がどのような調査を行うのかも不明。不明点は全て政令、内閣府令、そして内閣総理大臣に委ねてしまい、一たび法案が成立すれば、五年後の見直しまで国会は関与することさえできません。

国民主権への規制、懲役刑まで科そうという行為について、その指定も具体的執行も全て政府に委ねる法案の採決などあり得ません。それは立法府の役割を放棄するものであることを厳しく指摘し、討論を終わります。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。青木愛さん外五十六名より、表決は記名投票をもって行われたことの要求が提出されておりま

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の皆さんは白色票を、反対の皆さんは青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票箱閉鎖〕

○議長(山東昭子君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(山東昭子君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七票

白色票

六十五票

青色票

百七十二票

よって、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) これより委員長長の報告を求めます。内閣委員長森屋宏さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔森屋宏君登壇、拍手〕

○森屋宏君 たいいま議題となりました法律案に

つきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得等を定めることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院内閣委員長木原誠二君より趣旨説明を聴取した後、宇宙資源開発の在り方、宇宙条約との整合性等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第二 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長松村祥史さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松村祥史君登壇、拍手〕

○松村祥史君 たいいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者であつて、外出自粛要請や隔離、停留の措置を受けている方々が投票をすることが困難となっている状況に鑑み、当分の間の措置として、こうした方々が郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴取した後、本法律制定の意義及び円滑な執行のための取組、濃厚接触者への対応についての認識、本法律施行までの周知期間の妥当性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上哲士委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

これにて休憩いたします。

午後六時二十二分休憩

午後十一時二十一分開議

○議長(山東昭子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

吉川沙織君外一名発議に係る議院運営委員長水落敏栄君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

本日はこれにて延会することとし、次会は明十六日午前零時十分より開会いたします。

これにて延会いたします。

午後十一時二十二分延会

出席者は左のとおり。

議長	山東 昭子君
副議長	小川 敏夫君
議員	
伊藤 岳君	岩渕 友君
武田 良介君	吉良よし子君
柳ヶ瀬裕文君	山添 拓君
大門実紀史君	片山 大介君

田村 智子君	倉林 明子君	藤川 政人君	赤池 誠章君	青山 繁晴君	山田 宏君
紙 智子君	浅田 均君	石井 正弘君	石田 昌宏君	和田 政宗君	足立 敏之君
山下 芳生君	井上 哲士君	中西 祐介君	高階恵美子君	今井絵理子君	柘植 芳文君
清水 貴之君	東 徹君	大家 敏志君	上野 通子君	滝波 宏文君	滝沢 求君
小池 晃君	石井 章君	山谷えり子君	宮沢 洋一君	高野光二郎君	古賀友一郎君
室井 邦彦君	松沢 成文君	藤井 基之君	野村 哲郎君	上月 良祐君	酒井 庸行君
鈴木 宗男君	音喜多 駿君	松村 祥史君	磯崎 仁彦君	島村 大君	古川 俊治君
熊野 正士君	梅村みずほ君	三原じゅん子君	宇都 隆史君	佐藤 正久君	佐藤 信秋君
宮崎 勝君	安江 伸夫君	渡辺 猛之君	有村 治子君	藤末 健三君	山本 順三君
高木かおり君	高橋 光男君	増子 輝彦君	櫻井 充君	松下 新平君	猪口 邦子君
下野 六太君	石井 苗子君	丸川 珠代君	野上浩太郎君	片山さつき君	福岡 資麿君
塩田 博昭君	竹内 真二君	松山 政司君	須藤 元気君	牧山ひろえ君	鶴保 庸介君
梅村 聡君	高瀬 弘美君	高良 鉄美君	平山佐知子君	衛藤 晟一君	林 芳正君
三浦 信祐君	伊藤 孝江君	安達 澄君	寺田 静君	山崎 正昭君	芝 博一君
柴田 巧君	里見 隆治君	岩本 剛人君	加田 裕之君	尾辻 秀久君	中曽根弘文君
佐々木さやか君	河野 義博君	清水 真人君	藤木 眞也君	宮口 治子君	羽田 次郎君
杉 久武君	矢倉 克夫君	徳茂 雅之君	進藤金日子君	小沼 巧君	田島麻衣子君
平木 大作君	新妻 秀規君	山田 修路君	吉川ゆうみ君	塩村あやか君	岸 真紀子君
若松 謙維君	石川 博崇君	阿達 雅志君	そのだ修光君	石垣のりこ君	石川 大我君
横山 信一君	片山虎之助君	長峯 誠君	山下 雄平君	横沢 高德君	森屋 隆君
山本 博司君	浜田 昌良君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	打越さく良君	小沢 雅仁君
竹谷とし子君	山本 香苗君	大野 泰正君	高橋 克法君	熊谷 裕人君	勝部 賢志君
中西 健治君	秋野 公造君	太田 房江君	北村 経夫君	木戸口英司君	古賀 之士君
谷合 正明君	江島 潔君	石井 浩郎君	長谷川 岳君	杉尾 秀哉君	吉田 忠智君
西田 実仁君	山口那津男君	山田 俊男君	森 まさこ君	真山 勇一君	斎藤 嘉隆君
岡田 直樹君	松川 るい君	西田 昌司君	石井 準一君	森本 真治君	徳永 エリ君
元榮太一郎君	中西 哲君	水落 敏栄君	末松 信介君	江崎 孝君	田名部匡代君
佐藤 啓君	橋本 聖子君	牧野たかお君	二之湯 智君	難波 奨二君	吉川 沙織君
小野田紀美君	朝日健太郎君	中川 雅治君	世耕 弘成君	川田 龍平君	蓮 舫君
こやり隆史君	三浦 靖君	関口 昌一君	武見 敏三君	青木 愛君	水岡 俊一君
山田 太郎君	宮島 喜文君	岡田 広君	嘉田由紀子君	森 ゆうこ君	白 眞勲君
三木 亨君	三宅 伸吾君	伊波 洋一君	ながえ孝子君	那谷屋正義君	福山 哲郎君
宮本 周司君	森屋 宏君	渡辺 喜美君	高橋はるみ君	福島みずほ君	郡司 彰君
舞立 昇治君	堀井 敏君	宮崎 雅夫君	本田 顕子君	長浜 博行君	鉢呂 吉雄君
馬場 成志君	羽生田 俊君	自見はなこ君	小川 克巳君	田村 まみ君	伊藤 孝恵君

議長 の報告事項	議長の報告事項 去る十一日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。		議長の報告事項	
	内閣委員 辞任 大家 敏志君 加田 裕之君 石川 博崇君 市田 忠義君 補欠 豊田 俊郎君 本田 顕子君 三浦 信祐君 山添 拓君	補欠 矢田わか子君 舟山 康江君 上田 清司君 浜野 喜史君 榛葉賀津也君 石橋 通宏君 大塚 耕平君 野田 国義君 柳田 稔君 船後 靖彦君	財政金融委員 辞任 青木 一彦君 福島みずほ君 宮口 治子君 補欠 喜文君 宮島 喜文君 宮口 治子君	同日委員会において選任した理事は次のとおりで ある。 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 理事 宮本 周司君（島村大君の補欠） 同日議員から次の議案が提出された。 孤独・孤立対策の推進に関する法律案（舟山康 江君外二名発議）（参第三五号） 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。 家庭医制度の整備の推進に関する法律案（中島 克仁君外十一名提出）（衆第三八号） 同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託し た。 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促 進に関する法律案（衆第二七号） 内閣委員会に付託 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特 例に関する法律案（衆第三二号） 政治倫理の確立及び選挙制度 に関する特別委員会に付託 同日議員から次の質問主意書が提出された。 政府情報システムにおける仕様書作成の公平性 に関する質問主意書（熊谷裕人君提出）（第九六 号） デジタル庁の中途採用職員におけるリボルビン グドアの仕組みに関する質問主意書（熊谷裕人 君提出）（第九七号） 日韓関係を正常な隣国関係にするための過去の 努力に関する質問主意書（那谷屋正義君提出） （第九八号） 西村康稔大臣の組織マネジメント等の改善状況 に関する質問主意書（安達澄君提出）（第九九号） 自治会等の存続に関する質問主意書（牧山ひろ え君提出）（第一〇〇号） 行政委嘱委員の担い手不足に関する質問主意書 （牧山ひろえ君提出）（第一〇一号）
議長の報告事項	議長の報告事項 去る十一日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。		議長の報告事項	
	内閣委員 辞任 大家 敏志君 加田 裕之君 石川 博崇君 市田 忠義君 補欠 豊田 俊郎君 本田 顕子君 三浦 信祐君 山添 拓君	補欠 矢田わか子君 舟山 康江君 上田 清司君 浜野 喜史君 榛葉賀津也君 石橋 通宏君 大塚 耕平君 野田 国義君 柳田 稔君 船後 靖彦君	財政金融委員 辞任 青木 一彦君 福島みずほ君 宮口 治子君 補欠 喜文君 宮島 喜文君 宮口 治子君	同日委員会において選任した理事は次のとおりで ある。 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 理事 宮本 周司君（島村大君の補欠） 同日議員から次の議案が提出された。 孤独・孤立対策の推進に関する法律案（舟山康 江君外二名発議）（参第三五号） 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。 家庭医制度の整備の推進に関する法律案（中島 克仁君外十一名提出）（衆第三八号） 同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託し た。 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促 進に関する法律案（衆第二七号） 内閣委員会に付託 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特 例に関する法律案（衆第三二号） 政治倫理の確立及び選挙制度 に関する特別委員会に付託 同日議員から次の質問主意書が提出された。 政府情報システムにおける仕様書作成の公平性 に関する質問主意書（熊谷裕人君提出）（第九六 号） デジタル庁の中途採用職員におけるリボルビン グドアの仕組みに関する質問主意書（熊谷裕人 君提出）（第九七号） 日韓関係を正常な隣国関係にするための過去の 努力に関する質問主意書（那谷屋正義君提出） （第九八号） 西村康稔大臣の組織マネジメント等の改善状況 に関する質問主意書（安達澄君提出）（第九九号） 自治会等の存続に関する質問主意書（牧山ひろ え君提出）（第一〇〇号） 行政委嘱委員の担い手不足に関する質問主意書 （牧山ひろえ君提出）（第一〇一号）

令和三年六月十五日 参議院会議録第三十一号

議長の報告事項

一〇

いわゆる名ばかり事業主問題を始めとするフリーランスの就業状況の改善に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一〇二号)

金融庁法令等遵守調査室のメンバーの選出・任命に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一〇三号)

金融庁及び証券取引等監視委員会の公益通報制度が機能不全に陥っているとの指摘に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一〇四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員柴田巧君提出地方自治法の定める専決処分に関する質問に対する答弁書(第七五号)

参議院議員浜田聡君提出G O T O ウエディング等の提案に関する質問に対する答弁書(第七六号)

参議院議員浜田聡君提出余剰が見込まれる政府確保の新型コロナウイルスを台湾へ提供することの提案等に関する質問に対する答弁書(第七七号)

参議院議員浜田聡君提出障害特性によりマスク着用が困難な方々の新型コロナウイルス接種順位の再検討に関する質問に対する答弁書(第七八号)

参議院議員鈴木宗男君提出月刊「正論」七月号の公安調査庁次長横尾洋一氏と作家・元外務省主任分析官佐藤優氏の対談に関する質問に対する答弁書(第七九号)

参議院議員白眞勲君提出政務三役等をはじめとする内閣に属する一員のSNS等における見解に関する質問に対する答弁書(第八〇号)

参議院議員蓮舫君提出新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種に関する質問に対する答弁書(第八一号)

同日内閣から、中央選挙管理委員会斎藤勤は本月三日辞任したので、後任者の任命について公職選

挙法第五条の二第二項の規定に基づき本院の議決による指名を求める旨の要求書を受領した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

同日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づき特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「令和三年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣から、子ども・若者育成支援推進法第六条の規定に基づく「令和二年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和二年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和三年度高齢社会対策」についての文書を受領した。

同日内閣から、少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「令和二年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和二年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和三年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書を受領した。

同日内閣を経由して個人情報保護委員会委員長から、個人情報保護に関する法律第七十九条の規定に基づく令和二年度個人情報保護委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、国会法附則第十一項の規定に基づく令和二年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告を受領した。

同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく令和二年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。

昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

豊田 俊郎君

補欠

加田 裕之君

本田 顕子君 三浦 靖君
三浦 信祐君 石川 博崇君

総務委員
三浦 靖君 補欠 岡田 直樹君

法務委員
三浦 靖君 補欠 岡田 直樹君

外交防衛委員
大家 敏志君 補欠 豊田 俊郎君

厚生労働委員
石川 博崇君 補欠 三浦 信祐君

経済産業委員
岡田 直樹君 補欠 本田 顕子君

国家基本政策委員
加田 裕之君 補欠 大家 敏志君

懲罰委員
中川 雅治君 補欠 武見 敬三君

武見 敬三君 補欠 中川 雅治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

馬場 成志君 補欠 藤末 健三君

森屋 宏君 補欠 宮崎 雅夫君

吉川 沙織君 補欠 岸 真紀子君

安江 伸夫君 補欠 里見 隆治君

同日議員から次の議案が提出された。

難民等の保護に関する法律案(石橋通宏君外五名発議)(参第三六号)

内閣委員長森屋宏君解任決議案（森本真治君外一名発議）

農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等及び在来品種の保全に関する法律案(佐々木隆博君外四名提出)(衆第三九号)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の計画的かつ円滑な実施の推進に関する法律案（長妻昭君外十三名提出）（衆第四二号）

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を
慰労するための給付金の支給に関する法律案
(岡本充功君外六名提出)(衆第四四号)

同日議員から次の議案が撤回された。
難民等の保護に関する法律案（石橋通宏君外五
名発議）（参第二〇号）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（石橋通宏君外五名発議）（参第二二号）

令和三年六月十五日 参議院会議録第三十一号

難民等の保護に関する法律案（石橋通宏君外五
名発議）

同日委員長から次の報告書が提出された。

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促

例に関する法律案(衆第三二号)審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。

放された「第一七二榮宝丸」に関する質問主意書
(鈴木宗男君提出)(第一〇五号)

名古屋出入国在留管理局で収容中に死亡したス
リランカ人女性に関する質問主意書（鈴木宗男
君提出（第一〇七号））

問主意書（福島みずほ君提出）（第八四号）
東京五輪・パラリンピックに係る内閣総理大臣
の「安全安心な大会」発言に関する質問主意書

狀況等に関する質問主意書（木戸口英司君提出）
（第八六号）
東京オリンピック・パラリンピックの観客にP

ＣＲ検査などの陰性証明書の提示を求めることを政府が検討中との報道に関する質問主意書

議長の報告事項 内閣委員長森屋宏君解任決議案

不耕作農地を始めとする土地利用の在り方に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第八八号）

相続土地国庫帰属制度に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第八九号）

外国人技能実習生の妊娠や出産に伴う諸課題に
関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九〇
号)

經濟連携協定による日本の農林水産物への影響に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第九一号)

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

議院運営委員長水落敏榮君解任決議案（吉川沙織君外一名発議）

内閣委員長森屋宏君解任決議案

右の議案を發議する。
令和三年六月十四日

發議者

森本 真治
賛成者

木戸口英司
塩村あやか

水岡 俊一
難波 獎二

田村 智子
参議院議長 山東

内閣委員長森屋宏

本院は、内閣委員長森
所任する。

右決議する。

今国会、内閣委員会では、新型インフルエンザ対策特措法案やデジタル改革関連五法案をはじめとする、実に十本以上の閣法を次々に審議し、九十時間以上にわたる質疑等を行ってきた。それぞれが極めて重要な法案であり、質疑時間が必ずしも十分でないことも指摘しつつ、この間、野党も充実した質疑に可能な限り協力してきた。

その内閣委員会に、国会の最終盤になって、重要土地利用規制法案を強引に送つてきた政府・与党の姿勢は、極めて遺憾である。本法案は、閣法の提出期限にも間に合わず、無理な日程で衆議院では強行的に採決された代物である。内容的にも、私権制限を伴うにも関わらず、政令に依拠している部分が多にも多い、いわば「生煮え」の法案であり、まさに充分な質疑時間が必要であることは誰の目にも明らかな法案である。

然るに森屋委員長は、この重要法案をたつた十二時間の質疑時間で強引に採決しようとした。言語道断である。この重要土地利用規制法案は、衆議院で強行的に採決された法案であり、熟議の

府たる参議院は、衆議院を通つた法案を自動的に通すだけの院ではない。森屋委員長は、公正中立な立場であるからこそ、与党に対して十分な質疑時間を確保させ、政府に対して丁寧かつ誠実な答

弁を要求すべきところ、そうした意志は微塵も見せずに、委員会審議を強引に打ち切ろうとしている。議会人としてあるまじき行為であると言わざるを得ず、公正中立な立場での委員会運営とは到る

底言えないと断じざるを得ない。

森屋委員長に内閣委員長の重責を担うことは到底できないことは明らかであり、充実した質疑を改めて行う必要性からも、本決議案を提出するも

のである。

審査報告書

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和三年六月十四日

内閣委員長 森屋 宏

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定めることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和三年六月十日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十年法

律第四十三号)の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、同法第三十五条第一

項に基づき宇宙活動に係る規制等について定める人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号。以下「宇宙活動法」という。)の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定めることにより、宇宙活動法第二条第一号に規定する宇宙の開発及び利用に関する諸条約(第三条第二項第一号において単に「宇宙の開発及び利用に関する諸条約」という。)的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宇宙資源 月その他の天体を含む宇宙空間に存在する水、鉱物その他の天然資源をいう。

二 宇宙資源の探査及び開発 次のいずれかに掲げる活動(専ら科学的調査として又は科学的調査のために行うものを除く。)をいう。

イ 宇宙資源の探掘、採取その他これに類するものとして内閣府令で定める活動(口及び第五条において「探掘等」という。)に資する宇宙資源の存在状況の調査

ロ 宇宙資源の探掘等及びこれに付随する加工、保管その他内閣府令で定める行為(人工衛星の管理に係る許可の特例)

第三条 宇宙資源の探査及び開発を人工衛星(宇宙活動法第二条第二号に規定する人工衛星をいう。第一号及び第四項において同じ。)の利用の目的として行う人工衛星の管理(同条第七号に

規定する人工衛星の管理をいう。)に係る宇宙活動法第二十条第一項の許可(以下この条において「宇宙資源の探査及び開発の許可」という。)を受けようとする者は、宇宙活動法第二十条第二項各号に掲げる事項のほか、内閣府令で定めるところにより、同項の申請書に次に掲げる事項を定めた計画(以下「事業活動計画」という。)を併せて記載しなければならない。

一 当該宇宙資源の探査及び開発の許可の申請に係る人工衛星を利用して行おうとする宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動(以下この項において単に「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動」という。)の目的

二 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の期間

三 第一号に規定する宇宙資源の探査及び開発を行おうとする場所

四 第一号に規定する宇宙資源の探査及び開発の方法

五 前三号に掲げるもののほか、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の内容

六 その他内閣府令で定める事項

2 宇宙資源の探査及び開発の許可の申請については、内閣総理大臣は、当該申請が、宇宙活動法第二十二條各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該宇宙資源の探査及び開発の許可をしてはならない。

事業活動計画を施行する十分な能力を有すること。

3 内閣総理大臣は、宇宙資源の探査及び開発の許可をしようとするときは、当該宇宙資源の探査及び開発の許可の申請が前項各号に適合していると認めることについて、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

4 第一項及び宇宙活動法第二十条第二項の規定は同条第一項の許可に係る人工衛星の利用の目的を変更して宇宙資源の探査及び開発をその利用の目的とするための宇宙活動法第二十三條第一項の許可を受けようとする者について、前二項の規定は当該許可をしようとするときについて、それぞれ準用する。

5 宇宙資源の探査及び開発の許可又は前項に規定する宇宙活動法第二十三條第一項の許可(次条及び第五条において「宇宙資源の探査及び開発の許可等」という。)を受けた者に対する宇宙活動法の規定の適用については、宇宙活動法第二十三條第一項中「事項」とあるのは「事項又は宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律(令和三年法律第 号)第三條第一項に規定する事業活動計画(以下単に「事業活動計画」という。)」と、宇宙活動法第二十四條中「管理計画」とあるのは「管理計画及び事業活動計画」と、宇宙活動法第二十六條第一項、第三項及び第四項並びに第三十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」と、宇宙活動法第二十六條第五項中の規定とあるのは「並びに宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律第三條第二項(第二号に係る部分に限る。)」の規定と、第六十條第五号中「事項」とあるのは「事項又は事業活動計画」とするほか、必要な技術的読替

えは、内閣府令で定める。

(公表)

第四条 内閣総理大臣は、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を国際的協調の下で促進するとともに、宇宙資源の探査及び開発に関する紛争の防止を資するため、宇宙資源の探査及び開発の許可等をしたときは、その旨及び次に掲げる事項(これらの事項に変更があつた場合には、変更後の当該事項)をインターネットの利用その他適切な方法により、遅滞なく、公表するものとする。ただし、公表することにより、当該宇宙資源の探査及び開発の許可等を受けて宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を行う者の当該事業活動に係る利益が不当に害されるおそれがある場合として内閣府令で定める場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

一 当該宇宙資源の探査及び開発の許可等を受けた者の氏名又は名称
二 前条第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項
三 その他内閣府令で定める事項

(宇宙資源の所有権の取得)

第五条 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を行う者が宇宙資源の探査及び開発の許可等に係る事業活動計画の定めるところに従つて探掘等をした宇宙資源については、当該探掘等をした者が所有の意思をもって占有することによつて、その所有権を取得する。

(国際約束の誠実な履行等)

第六条 この法律の施行に当たつては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

2 この法律のいかなる規定も、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用の自由を行使する他国の利益を不当に害するものではない。

(国際的な制度の構築及び連携の確保等)

第七条 国は、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に努めるものとする。

2 国は、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に関し、国際間における情報の共有の推進、国際的な調整を図るための措置その他の国際的な連携の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、前二項の施策を講ずるに当たつては、我が国の宇宙資源の探査及び開発に係る産業の健全な発展及び国際競争力の強化について適切な配慮をするものとする。

(技術的助言等)

第八条 国は、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を行う民間事業者に対し、当該事業活動に関する技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第三条及び第四条の規定は、この法律の施行後に宇宙活動法第二十條第一項又は第二十三條第一項の申請があつた場合について

適用し、この法律の施行前に宇宙活動法第二十三條第一項又は第二十三條第一項の許可の申請があつた場合については、なお従前の例による。

審査報告書
特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和三年六月十四日

政治倫理の確立及び選挙
制度に関する特別委員長 松村 祥史
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となつている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行に要する経費として、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について約三千万円が見込まれる。

附帯決議
一、本法律は、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛要請等により、選挙権の行使の機会が実質的に制限されている者が多数に上ることから、特例的に当分の間、郵便等投票を認めるものであり、その必要性及び合理性において真にやむを得ないと認められた異例の措置であることに留意する。

二、政府は、本法律の公布から施行までの期間が短いことを踏まえ、特例郵便等投票を利用しよ

うとする者が円滑にその手続を進められるよう、その手続、制度内容について、国民に対し迅速かつ十分な周知徹底を図るものとする。

三、特例郵便等投票の対象者は、新型コロナウイルスによる感染の都度生じていくところ、有資格者への的確な周知を確保することが本制度が有権者の投票権確保のために機能する前提となることから、政府は、選挙管理委員会と保健所が緊密に連携し、請求すれば特例郵便等投票ができることを含めた本制度の周知を徹底するように努めるものとする。

四、政府は、郵便等投票には過去に不正の問題があったことに留意し、特例郵便等投票の対象者が新型コロナウイルス感染症関係者に厳に限定され、なおかつ本人確認が確実になされることに最大限に留意するものとする。

五、政府は、特定患者等の特例郵便等投票により、保健所の業務が増えないように配慮するとともに、今後に備えるため保健所の体制整備等に努めるものとする。

六、政府は、今後も新型コロナウイルス感染症と同様の感染症のまん延が起った場合に備え、外出自粛時の投票権の確保についてどのような対応をすべきか、長期的視点に立つて検討するものとする。

七、特例郵便等投票は、選挙管理委員会と療養者の間で投票用紙が行き来することや、一人暮らしの自宅療養者などの場合は投票用紙の投函等に援助が必要であることから、政府は地方自治体と連携し、本制度の運用に係る関係者が新型コロナウイルスに感染することがないよう、十分な予防措置が講じられるように周知徹底するものとする。

八、PCR検査等行政検査により陰性となった濃厚

接触者は、宿泊療養者・自宅療養者と同様に外出自粛が求められるものの、投票は不要不急の外出に当たらないため可能ではあるが、人間関係が濃密な地域社会においては事実上困難となる場合もあると想定されることから、本委員会は、特例郵便等投票に係る濃厚接触者の取扱について、地方自治体の負担にも配慮しつつ、実施状況の検証も踏まえて引き続き検討を行うものとする。

九、本委員会は、選挙の公平を確保しつつ、あらゆる特定患者等の投票の機会が確保されるよう、特例郵便等投票に係る代理記載制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

十、政府は、本法律が最初に適用される東京都議会議員選挙等や衆議院議員選挙における特例郵便等投票の実施状況について検証を行うとともに、その後も本法律の施行状況について適宜に検証を行い、本委員会においても、当該検証の結果を受けて、検討を行うものとする。

右の本院提出案をここに送付する。

令和三年六月十日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウ

イルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次条及び第五条において同じ。及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となつて現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条第二項に規定する郵便等をいう。以下同じ。)を用いて行う投票方法について、同法の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十四条の第三第二項又は検査法(昭和二十六年法律第二百一十一号)第十四条第一項第三号に係る部分に限る。)の規定による宿泊施設感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の第三第二項に規定する宿泊施設をいう。次号において同じ。又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め(次条第二項において「外出自粛要請」という。)を受けた者
- 二 検査法第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる措置(次条第二項において「隔離・停留の措置」という。)により宿泊施設内に收容されている者

(特例郵便等投票)

第三条 選挙人で特定患者等であるもの(以下「特

定患者等選挙人」という。)の投票(在外選挙人名簿に登録されている選挙人公職選挙法第四十九条の第二第一項に規定する政令で定めるものを除く。)にあつては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。については、同法第四十八条の第二第一項及び第四十九条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、同法第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができる。

2

前項の規定による投票(以下「特例郵便等投票」という。)をしようとする特定患者等選挙人は、請求の時に於いて外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間(以下この項において「外出自粛要請等期間」という。)が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間(以下この項において「選挙期間」という。)にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により、かつ、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。ただし、当該書面の提示をすることができない特別の事情があり、かつ、理由を付してその旨を申し出た場合において、当該市町村の選挙管理委員会の委員長が次条の規定による情報の提供を受けて当該特定患者等選挙人が特定患者等である旨及

び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認をすることができるときは、当該確認をもって当該書面の提示に代えることができる。

(情報の提供)

第四条 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)及び検疫所長は、市町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあつたときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができる。

(特定患者等選挙人の努力)

第五条 特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならない。

(罰則)

第六条 特例郵便等投票については、特定患者等選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、公職選挙法第二百二十八条第一項及び第二百三十四条中同項に係る部分の規定を適用する。

(郵便等による送付に要する費用の負担)

第七条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する第三条第一項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用については、国庫の負担とする。

2 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する第三条第一項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用については、当該地方公共団体の負担とする。

(適用)

第八条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。)の議会の議員及び長の選挙に関する第三条第二項及び第四条の規定の適用については、指定都市においては、区及び総合区の選挙管理委員会の委員長を市の選挙管理委員会の委員長とみなす。

(公職選挙法等の規定の適用)

第九条 特例郵便等投票に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

公職選挙法	第五条の四第一項
この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(以下「郵便等投票特例法」という。)又はこれらの法律に基づく政令

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)	第五條の四第二項及び第三項並びに第五條の五第一項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令
第十三條第九項	第五條の五第二項	この法律	この法律又は郵便等投票特例法
第三十三條第九項	第五條の五第三項及び第四項、第五條の八第一項から第三項まで並びに第五條の九第一項、第二項及び第四項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令
	第三十七條第七項	第四十九條	第四十九條及び郵便等投票特例法第三條第一項
	第四十六條の二第一項	第四十九條	第四十九條並びに郵便等投票特例法第三條第一項
	第二百一條の二	その他の規定	その他の規定及び郵便等投票特例法の規定
	第二百六十四條の二、第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百六十七條及び第二百六十八條	この法律	この法律及び郵便等投票特例法
	第二百七十條第一項及び第二百七十條の三	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令
	第二百七十條第九項	在外投票	在外投票若しくは特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三條第一項の規定による投票

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)		第三条	同法第四十九条第二項	公職選挙法第四十九条第二項又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三条第一項
		第五十条第三項及び第五項		
同法第四十五条	公職選挙法第四十五条			

(命令への委任)

第十条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

(事務の区分)

第十一条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十二条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

(適用区分)

2 この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(令和三年法律第 号)

この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務

別表第二に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(令和三年法律第 号)

この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務

(住民基本台帳法の一部改正)

4 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項中「又は第四十九条」を「若しくは第四十九条又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(令和三年法律第 号)第三条第一項」に改める。

投票者氏名

内閣委員長森屋宏君解任決議案(森本真治君外一名発議)

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君 有田 芳生君
石垣のり君 石川 大我君
石橋 通宏君 打越さく良君
江崎 孝君 小沢 雅仁君
小沼 巧君 勝部 賢志君
川田 龍平君 木戸口英司君
岸 真紀子君 熊谷 裕人君
郡司 彰君 小西 洋之君
古賀 之士君 斎藤 嘉隆君
塩村あやか君 芝 博一君
杉尾 秀哉君 田島麻衣子君
田名部匡代君 徳永 エリ君
那谷屋正義君 長浜 博行君
難波 奨二君 野田 国義君
羽田 次郎君 白 眞敷君

反対者(青色票)氏名

一七二名

足立 敏之君 阿達 雅志君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
宇都 隆史君 上野 通子君

鉢呂 吉雄君 福島みずほ君
福山 哲郎君 真山 勇一君
牧山ひろえ君 水岡 俊一君
宮口 治子君 宮沢 由佳君
森 ゆうこ君 森本 真治君
森屋 隆君 横沢 高徳君
吉川 沙織君 吉田 忠智君
蓮 舫君 井上 哲士君
伊藤 岳君 岩渕 友君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
武田 良介君 山下 芳生君
山添 拓君 伊波 洋一君
高良 鉄美君 木村 英子君
船後 靖彦君 嘉田由紀子君
ながえ孝子君 小川 敏夫君
寺田 静君

江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大野 泰正君	太田 房江君
岡田 直樹君	岡田 広君
加田 裕之君	片山さつき君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
櫻井 充君	清水 真人君
自見はなこ君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
そのだ修光君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
高橋はるみ君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	徳茂 雅之君
豊田 俊郎君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
長峯 誠君	二之湯 智君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	藤末 健三君
古川 俊治君	堀井 巖君
本田 顕子君	舞立 昇治君
牧野たかお君	増子 輝彦君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君

丸川 珠代君	三浦 靖君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏榮君
宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君
宮島 喜文君	宮本 周司君
元榮太一郎君	森 まさこ君
山崎 正昭君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 太郎君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
河野 義博君	熊野 正士君
佐々木さやか君	里見 隆治君
塩田 博昭君	下野 六太君
杉 久武君	高瀬 弘美君
高橋 光男君	竹内 真二君
竹谷とし子君	谷合 正明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	安江 伸夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	浅田 均君
東 徹君	石井 章君
石井 苗子君	梅村 聡君
梅村みずほ君	音喜多 駿君
片山 大介君	片山虎之助君
清水 貴之君	柴田 巧君
鈴木 宗男君	高木かおり君
松沢 成文君	室井 邦彦君
柳ヶ瀬裕文君	足立 信也君
伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君

上田 清司君 大塚 耕平君
川合 孝典君 小林 正夫君
榛葉賀津也君 田村 まみ君
芳賀 道也君 浜口 誠君
浜野 喜史君 舟山 康江君
矢田わか子君 渡辺 喜美君
安達 澄君 須藤 元氣君
橋本 聖子君 平山佐知子君

地方自治法の定める専決処分に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
令和三年五月三十一日
参議院議長 山東 昭子殿 柴田 巧

地方自治法の定める専決処分に関する質問主意書
今後、地方へのさらなる権限移譲を進める際、執行機関を監視する議会の役割はますます重要になる。
地方自治法では第百八十条で議会の委任による輕易な事項の専決処分のほか、第百七十九条が定められているが、これは議会が成立しない等の緊急の場合のためであると解されている。
しかし、近年、「議会を招集する暇がない」との安易な理由により、地方自治法第百七十九条にもとづく専決処分が多く行われている地方公共団体が目に見え、議会軽視であるとの厳しい批判がある。なかには、地方公共団体の多額の裁判費用が専決処分された例もある。
そこで、地方自治法の定める専決処分につき、以下質問する。

一 地方自治法第百七十九条にもとづく専決処分は、真にやむを得ない場合に限り得ることが望ましいと考えられるが、政府の見解を示されたか。

二 地方自治法第百七十九条にもとづく専決処分が違法性ないしは不当性を帯びるのはどのような場合か、政府の見解を示されたか。

三 平成二十四年の地方自治法改正により、議会が不承認とした専決処分につき、長は「必要と認める措置」を講じることとされたが、具体的にどのような措置なのか、政府の見解を示されたか。

四 地方自治法第百七十九条にもとづく専決処分を見直すことにつき、これまで地方制度調査会等においてどのような意見が出されてきたのか示されたい。
右質問する。

令和三年六月十一日
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎
参議院議長 山東 昭子殿
参議院議員柴田巧君提出地方自治法の定める専決処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員柴田巧君提出地方自治法の定める専決処分に関する質問に対する答弁書
一 及び二について
お尋ねの「専決処分」については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項において、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき等は、当該普通地方

令和三年六月十五日 参議院会議録第三十一号

質問主意書及び答弁書

令和三年五月三十一日

浜田 聡

参議院議長 山東 昭子殿

公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるとされており、それ以外の場合に同項の規定に基づく「専決処分」を行うことはできない。

三について

お尋ねの「必要と認める措置」については、例えば、補正予算の提出、条例の改正案の提出等のほか、議会や住民への更なる説明等が考えられるが、その具体的な内容については、普通地方公共団体の長が適切に判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

四について

お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」(平成十七年十二月九日地方制度調査会)においては「専決処分は議会の権限に属する事項を長がやむを得ない場合に代わって行う制度であることにかんがみ、その運用に当たって制度の趣旨を逸脱することがないような手当がなされるべきである」とされており、また、「地方自治法改正案に関する意見」(平成二十三年十二月十五日地方制度調査会)においては「条例と予算は議会の最も基本的な権限であり、これらの専決処分が不承認となった場合について何らの法的効果も生じないとされている現行制度は、そのあり方に問題が残されているものと考えられる」とされている。

Go To ウエディング等の提案に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条条によって提出する。

Go To ウエディング等の提案に関する質問主意書

第四波と呼ばれる新型コロナウイルス感染症の蔓延により、政府は緊急事態宣言を東京都、大阪府、京都府をはじめとする十都道府県に令和三年六月二十日を期限として発している状況にある。令和三年四月二十五日の緊急事態宣言発出時には集会場、イベント等の休業もしくは無観客での開催が要請されたが、社会生活の維持に必要なものは除外するとの政府方針の下、結婚式場はアルコール飲料の提供をしない等の感染防止策を徹底した上で開催を可能とすると定められた。感染の終息の見通しが立っていない状況の中、結婚式場の先送りするケースも多数出ており、少子化への影響も懸念される。

右を踏まえ、以下質問する。

一 政府が策定する「骨太の方針」について結婚の予定のある国民が結婚を先送りするケースが多く発生している。日本ブライダル文化振興協会によると、挙式披露宴予定者の約六割にあたる約二十万組が延期もしくは中止するに至るという状況にある。

また、厚生労働省人口動態統計によると令和二年の出生数は八十七万二千六百八十三人であり、前年対比マイナス二・九%に留まるが、婚姻数は戦後最小となる五十三万七千五百八十三組となり、前年対比マイナス十二・七%という大幅な減少となった。このことから新型コロナウイルス感染症の婚姻に与える影響の大きさがうかがい知れる。婚姻数の減少は、近い将来の

更なる出生数の低下を招くことにつながると危惧される。

よって、政府には少子化対策の観点から婚姻者と婚礼事業者を支援する対策を具体的に検討し、政府が策定する「骨太の方針」に盛り込むべきであると思料するが、是非についての政府の見解を問う。

二 少子化対策としての具体的な婚礼支援策について

結婚式場が政府によって発出された緊急事態宣言の対象として要請、協力依頼を受けるのは令和三年四月二十五日が初めてのことであり、日本ブライダル文化振興協会の調べによると、年間約一・四兆円(旅行・婚活・新生活関連を除く)の市場規模である婚礼業界において、令和二年度には、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響で約一兆円の減収が見込まれている。婚礼市場の七割以上の売上を失う状況となっておりと推察されることから、大半の結婚式場が存続の危機的な状況に直面することが避けられない事態に陥っている。

奈良時代から続くといわれる日本の婚礼文化の危急存亡の局面であり、婚礼を控えて将来に希望を持つ多くの結婚予定者、とりわけ挙式披露宴予定者の需要の受け皿が失われるのではないかと懸念される。婚礼と少子化の密接な関係に思慮し、政府においては緊急の支援策を検討するべきだと思料するが、政府の見解の如何を問う。

三 Go To ウエディングの提案について

政府はアフターコロナの経済振興策としてのキャンペーンを昨年度より実施している。一兆一千二百四十八億円の予算措置を行い、Go To トラベルを令和二年七月二十二日から令

和三年一月十一日に一時停止するまで、一千四百八十四億円の予算措置を行い、Go To Eatキャンペーンを令和二年十月一日から十二月二十八日に一時停止するまで其々実施した。残念なことに両キャンペーン実施の半ばにおいて新型コロナウイルスの感染が再度蔓延したことにより完了には至らなかった。

今後、新型コロナウイルス感染症が終息に至った場合には、新たにGo To ウエディングキャンペーンの実施を検討するべきだと思料する。一定額以上の挙式または披露宴を実施する婚姻者に対して給付金を支給するとともに、挙式又は披露宴を受注し施行する婚礼事業者にも支援金を支給することで、広範囲にわたる経済効果が見込まれる。

婚姻者に対して挙式披露宴の実施を喚起することで少子化対策にもつながる。日本ブライダル文化振興協会の調べによると、挙式披露宴に参加した二十代の五割以上が「子供を持ちたい気持ちが高まった」と答えている。また、未婚者の約三割が結婚したくなる瞬間として「他人の結婚式に参加したとき」と回答している。このことから、未婚の招待客にとって結婚式は「結婚や出産をしたいという意欲」を醸成することにつながっていることが把握できる。

また、婚礼業者が挙式披露宴を受注することを促進することは写真、映像、装花、衣裳、ヘアメイク、食材、飲料、ギフト、司会業など多くの地域・伝統産業のパートナー企業との存続に寄与することにもつながる。また、新婚旅行による旅行業界、披露宴の二次会の実施による飲食業界にもキャンペーンの影響は及ぶものである。よって、Go To ウエディングキャンペーンの実施は広範囲にわたる多種多様な産業

の振興につながり効果的な施策だと思料し実施が望まれるが、政府の見解の如何を問う。
右質問する。

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出G O T O ウエディング等の提案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出G O T O ウエディング等の提案に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、地域における少子化対策を推進することを目的として、地方公共団体が行う結婚支援等の取組を支援することで、結婚を希望する者への支援を行っているところである。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、結婚式場及びこれに関連する産業は売上げが急減するなど大きな影響を受けているため、政府としては、これまでに、持続化給付金、一時支援金、株式会社日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資等の支援を講じてきたほか、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、結婚式場等が感染防止対策等を講ずることにより、結婚をしようとする者が結婚式や披露宴を実施することができ、環境を整備するため、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、サービス等生産性向上IT導入支援事業、中小企業等事業再構築促進事業等の支援を講じてきたところである。その上で、本年のいわゆる「骨太の方針」について

は、今後、経済財政諮問会議における議論を踏まえて検討していくこととしており、現時点において、その具体的な内容についてお答えすることは困難である。

二及び三について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、結婚式場及びこれに関連する産業は売上げが急減するなど大きな影響を受けているため、政府としては、これまでに、一について述べたとおりの支援を講じてきたところである。お尋ねの「G O T O ウエディングキャンペーン」は、「一定額以上の挙式または披露宴を実施する婚姻者に対して給付金を支給する」とともに、挙式又は披露宴を受注し施行する婚礼事業者にも支援金を支給する」ものとのことだが、結婚式や披露宴が延期又は中止されている主たる要因は、結婚をしようとする多くの者が結婚式や披露宴での感染拡大を懸念してそれらの実施を自粛していることによるものと承知しており、結婚をしようとする者や結婚式場に対する経済的な支援による需要喚起策の効果は限定的であると考えられる。政府としては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による結婚式場及びこれに関連する産業への影響について注視していく。

余剰が見込まれる政府確保の新型コロナウイルスワクチンを台湾へ提供することの提案等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年六月一日

参議院議長 山東 昭子殿
浜田 聡

余剰が見込まれる政府確保の新型コロナウイルスワクチンを台湾へ提供することの提案等に関する質問主意書

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会は、令和三年五月二十日、アストラゼネカ社製の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン「バキスゼブリア筋注」(以下「AZ社製ワクチン」という。)を接種した際ごくまれに発生する血栓症について、適正な診断・処置ができればコントロール可能なリスクと確認し、総合的にAZ社製ワクチンの有効性と安全性を評価し、承認して差し支えない旨の結論に至った。これを受け、厚生労働大臣は、令和三年五月二十一日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の三に基づき、AZ社製ワクチンを、その効能をSARS-CoV-2による感染症の予防として特例承認した。

政府は、AZ社製ワクチンを確保しているものの、ファイザー社製の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン「コミナティ筋注」を約一億九千四百萬回分、モデルナ社製の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン「COVID-19 ワクチンモデルナ筋注」を五千万回分確保できる見通しであり、AZ社製ワクチンが余る公算である。それもあってか、政府は、AZ社製ワクチンの国内接種を当面見送ることを決めたが、AZ社製ワクチンの保存期限は六か月であり、速やかに使用用途を決めなければせっかく確保したAZ社製ワクチンが保存期限を迎え廃棄されることとなる。貴重なAZ社製ワクチンの有効活用方法を速やかに検討しなければならない。

一方、台湾は新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に苦戦している。具体的には、蔡英文総統が、令和三年五月二十六日の記者会見

で、中国の介入でコミナティ筋注の購入契約ができていないと述べた。また、ロイター通信の報道によれば、令和三年五月二十五日現在、接種可能な新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの在庫が底をついたという報道があった。

右を踏まえて、以下質問する。

一 政府は、AZ社製ワクチンについて海外への輸出も検討していると報道されているが、これは事実か。事実であれば、「海外」には台湾が含まれているか。

二 政府は、台湾が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に苦戦していることを承知しているか。また、令和三年五月二十五日現在、台湾には接種可能な新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの在庫がほぼないことを承知しているか。

三 現時点で、台湾から日本に対し新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを供給するよう要請があったか。もし要請がないとしたら、政府は、東日本大震災防災の際に台湾から義援金約二百五十億円をはじめとした多大な支援を受けた恩があるのだから、台湾に対し、政府が確保したAZ社製ワクチンが必要かどうか能動的に聞くべきではないか。

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出余剰が見込まれる政府確保の新型コロナウイルスワクチンを台湾へ提供することの提案等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和三年六月十五日 参議院会議録第三十一号

質問主意書及び答弁書

二〇

参議院議員浜田聡君提出余剰が見込まれる政府確保の新型コロナウイルスを台湾へ提供することの提案等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねについては、茂木外務大臣が、令和三年六月四日の記者会見において、「これまで多様な国・地域からワクチン提供依頼がありましたが、今般、台湾側からの依頼について調整が整い、我が国で製造しましたアストラゼネカ社製のワクチン百二十四万回分を、無償で台湾側の窓口機関であります台湾日本関係協会を通じて、台湾の人々にお届けすることになりました」と及び「台湾の場合、昨年来、非常に感染状況、コントロールというか低い状態で抑え込んできましたが、ここきて感染の拡大が見られると、一方でワクチンについては、七月以降は台湾での生産体制が整ってきませんが、当面、この現状において非常にワクチンの調達が厳しい状況にあるという中で、日本として支援を行った」と述べたとおりである。

障害特性によりマスク着用が困難な方々の新型コロナウイルス接種順位の再検討に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年六月一日

参議院議長 山東 昭子殿
浜田 聡

障害特性によりマスク着用が困難な方々の新型コロナウイルス接種順位の再検討に関する質問主意書

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の

実施に関する手引き(第二・二版)」(以下「手引き」という)九ページ以下によれば、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種順位三位に「基礎疾患を有する者」が挙げられており、その中には「重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続に該当する場合」や知的障害(療育手帳を所持している場合)」の状態の方が含まれている。

一方、厚生労働省のホームページ「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」にあるとおり、発達障害者の方々には、障害特性によりマスクの着用が困難な方々(以下「マスク着用困難者」という)が多数いるが、その中には、二年ごとの更新期限を失念する、そもそも申請していない等の理由で精神障害者保健福祉手帳を所持していない方も多いと思われる。

マスクの新型コロナウイルス感染症予防効果は、当初「他人にうつさないためであり、自分が他人にうつされないことを期待する予防効果は低い」とされていたが、スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーションによれば、不織布マスクは吸い込み飛沫量を七十パーセント程度削減できることが示されている。言い換えれば、マスク着用困難者は、健常者より新型コロナウイルス感染症に罹患するリスクが高いと考えられる。右を踏まえて、以下質問する。

一 六十歳未満のマスク着用困難者は、精神障害者保健福祉手帳を所持していない場合、手引き九ページ以下の接種順位四位である「上記以外の者」に該当してしまう。前述の事実にかんがみれば、マスク着用困難者は、精神障害者保健福祉手帳を所持しているかどうかにかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン

の接種順位を上げるべきであり、実際に精神障害者保健福祉手帳を所持していない者がマスク着用困難者であるかどうかは、医師の診断書があれば足りるものと思慮するが、政府の見解如何。

二 地方自治体が、独自に、精神障害者保健福祉手帳を所持していないマスク着用困難者の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種順位を上げることが差し支えないか。政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出障害特性によりマスク着用が困難な方々の新型コロナウイルス接種順位の再検討に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出障害特性によりマスク着用が困難な方々の新型コロナウイルス接種順位の再検討に関する質問に対する答弁書

一について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(以下「予防接種」という)の接種順位については、令和三年二月九日に開催された新型コロナウイルスエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス

感染症対策分科会において、同感染症にかかった際の重症化リスクの大きさ、同感染症の患者(同感染症にかかっていると疑われる者を含む)に対する医療提供体制の確保の必要性等を踏まえ、医療従事者等、高齢者、高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者の順に予防接種を行い、その後、それ以外の者に對し、予防接種に係るワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ、順次予防接種を行うことを基本的考え方とすることが取りまとめられたものであり、御指摘の「マスク着用困難者」について、「精神障害者保健福祉手帳を所持しているかどうかにかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種順位を上げる」とについては考えていない。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について(令和三年六月一日付け健発六〇一第一号厚生労働省健康局健康課長通知)の別添「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き(三・〇版)」において、「基礎疾患を有する者のうち重い精神疾患や知的障害の者の場合は、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証や療育手帳を確認するが、手帳等により確認できない場合は予診票等で確認すること」としているところである。

二について

お尋ねについては、「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位(基礎疾患を有する者等)への接種の開始等について」(令和三年四月二十一日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)において、「自治体は基礎疾患を有する者等への先行予約期間の設定などにより、基礎疾患を有する

者等が優先的に接種できる機会を設ける」とこととした上で、「先行予約期間内であっても、予約の空き状況がある場合などは、基礎疾患を有する者等の接種機会が損なわれない範囲でそれ以外の者も予約可能とすること」としており、市町村(特別区を含む)は、「基礎疾患を有する者等の接種機会が損なわれない範囲」で、御指摘の「精神障害者保健福祉手帳を所持していないマスク着用困難者」も含めた予防接種の対象となる者に対して、順次、予防接種を行うことができることとしている。

月刊「正論」七月号の公安調査庁次長横尾洋一氏と作家・元外務省主任分析官佐藤優氏の対談に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年六月二日

鈴木 宗男

参議院議長 山東 昭子殿

月刊「正論」七月号の公安調査庁次長横尾洋一氏と作家・元外務省主任分析官佐藤優氏の対談に関する質問主意書

本年六月一日に発売された月刊「正論」七月号において、「特集 日本共産党に騙されるな 革命路線に変わりなし 過去と現在の主張から読み解く」というタイトルで公安調査庁次長横尾洋一氏と作家・元外務省主任分析官佐藤優氏が対談している。本件記事を踏まえ、質問する。

一 横尾洋一氏は、「我々は政策立案にはタッチしませんが、正確な情報を質・量共に深く集める。根拠となっている法律が破壊活動防止法で

令和三年六月十五日 参議院会議録第三十一号

質問主意書及び答弁書

す」、「当庁ではいわゆるオウム真理教、過激派、共産党、右翼、国際テロリズム等や北朝鮮・中国・ロシア等の周辺諸国を始めとする諸外国の情勢に関する情報収集をしています」と述べている。公安調査庁は、「破壊活動防止法に基づく調査対象団体である日本共産党」という認識のもと、情報収集をしていると思うが、政府の見解は如何。

二 佐藤優氏は、「二〇一九年三月二十三日及び二十四日に日本共産党国会議員団事務局名で『野党共闘の分断をもくろむ日本共産党へのいわれなき攻撃』と題した文書を出しました。この中で、『敵の出方論』Ⅱ『暴力革命』が成り立たないことは前から決着済み『党の正規の方針として『暴力革命の方針』をとったことは一度もない』などと主張しています」と述べているが、これは二〇一九年三月二十三日付けで日本共産党ホームページにも掲載されている。「日本共産党は破壊活動防止法に基づく調査対象団体」としている政府の見解と齟齬があるが、現在の政府の認識は如何。

三 横尾洋一氏は、「公安調査庁が日本共産党の調査をつづける『根拠』として挙げているのは、日本共産党が『敵の出方論』をもっていることと、『暴力的破壊活動』にあたる行為を過去におこなった疑いがあること、という二点です」と述べているが、政府の見解は如何。

四 佐藤優氏は、「将来の展望についても志位氏はこう述べています。私たちは、ずっと将来の展望としては、天皇の制度は、世襲にもとづく制度ですから、『人間の平等の原則』と両立しない、だから民主共和制の実現をはかるべきだとの立場に立っています」と述べており、本年二月二十八日のしんぶん赤旗「N高政治部 志位

委員長の特別講義(八) 共産主義、天皇制「各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件」に」に詳細が掲載されている。政府はこのことを承知しているか如何。

五 横尾洋一氏は日本共産党に関し、「改憲政党」という言い方は是非はさておき、共産党の方針として、「民主共和制の政治体制の実現をはかるべきとの立場に立つ」ということが綱領に明記されていることはお伝えしておきます」と述べており、この内容からして、日本共産党は改憲政党だと思いが、政府の見解は如何。

六 佐藤優氏が、「共産党をなぜ調査対象にしているのか、その危険性に対する公安調査庁の認識を教えてください」と尋ね、横尾洋一氏は、「日本共産党は昭和二十六年から同二十八年頃にかけて、団体の活動として革命の正当性や必要性を主張し、各地の党組織や党員が殺人や騒擾(そうじょう)などの暴力主義的破壊活動を行った疑いがあります。現在においても、いわゆる『敵の出方論』に立った暴力革命の方針に変更はないと我々は認識しております」と答えている。日本共産党に対する公安調査庁の認識に関し、政府の見解は如何。

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員鈴木宗男君提出月刊「正論」七月号の公安調査庁次長横尾洋一氏と作家・元外務省主任分析官佐藤優氏の対談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木宗男君提出月刊「正論」七月号の公安調査庁次長横尾洋一氏と作家・元外務省主任分析官佐藤優氏の対談に関する質問に対する答弁書

一及び六について

日本共産党は、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)に基づく調査対象団体であり、また、同党は、日本国内において同法第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った疑いがあり、同党のいわゆる『敵の出方論』に立った暴力革命の方針に変更はないものと認識している。

二について

御指摘の『齟齬』の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現在においても、日本共産党のいわゆる『敵の出方論』に立った暴力革命の方針に変更はないものと認識している。すなわち、同党のいわゆる『敵の出方論』については、平成元年二月十八日の衆議院予算委員会における石山陽公安調査庁長官(当時)が「昭和三十六年のいわゆる綱領発表以降、共産党は議会制民主主義のもとで党勢の拡大を図るという方向で着々と党勢拡大を遂げられつつあることはお示しのとおりでございます。ただ問題は、それは政治的な最終目標であるのかあるいは戦略または戦術の手段であるのかということの問題でございます。私どもはそれらに對しまして、今冷静な立場でもって敵の出方論何かにつきましても調査研究を進めておる段階でございますまして、今のところその結果として直ちに公党である共産党に對し規制請求すべき段階に立ち入っているとは思わないから請求もしていないということでありまして。なお、敵の出方論について今御教示を賜りましたが、一つだけ私

令和三年六月十五日 参議院会議録第三十一号

質問主意書及び答弁書

令和三年六月二日

白 眞勲

参議院議長 山東 昭子殿

政務三役等をはじめとする内閣に属する一員のSNS等における見解に関する質問主意書

「からも申し上げておきたいことがございます。御存じのとおり、政権確立した後には不穏分子が反乱的な行動に出て、これを鎮圧するというのは、たとえどなたの政権であろうとも当然に行われるべき治安維持活動でございます。ところが敵の出方論という中には、党の文献等を拝見しております、簡単に申しますと、三つの出方がございます。一つは、民主主義の政権ができる前にこれを抑えようという形で、不穏分子をたたきつけてやろうという問題でありまして。それから第二には、民主主義政権は一応確立された後に、その不満分子が反乱を起こす場合。三番目は、委員御指摘のような事態であります。ですから、それらにつきまして一部をおっしゃっておりますけれども、その全部について敵の出方論があり得る「旨を述べた答弁と同様の認識である。

三について

御指摘の「公安調査庁が・・・という二点です」については、御指摘の「本件記事」における記載内容からすると、日本共産党の機関誌「前衛」二十九年七月号から引用したと考えられるものであり、お尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

四について

御指摘の記事については承知している。

五について

憲法に関する特定の政党の方針については、政府としてお答えする立場にない。

政務三役等をはじめとする内閣に属する一員のSNS等における見解に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

な。「屁みたいな」とは日本の行動制限の弱さとの意味。下図参照と、日本と各国の行動制限を比較したグラフを示したツイートをした。同月二十五日の朝日新聞は、「高橋参与が辞職」さざ波「屁みたいな」投稿に批判」と見出しをつけて、高橋参与の辞職を報じた。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 中山副大臣のツイッターは、防衛副大臣としての活動と政治家個人の活動や見解が混在している。本年五月二十五日の参議院外交防衛委員会では中山副大臣は、ツイッターなどのSNSは「個人の見解を自由に申し上げる、そういった場がこのSNSだと思っております。」と答弁した。しかし、同日の委員会では岸防衛大臣は、「今の役職としては副大臣ということも入ってくるわけですが、そうした全体的な立場を勘案した上での個人的なツイート、私見ということで考えております。」と「全体的な立場を勘案」する必要があると答弁している。副大臣の職に就いている者は当然、個人のSNSのアカウントだとしても、自らの立場やその影響を考慮して発信すべきであると思うがいかがか。

二 中山副大臣は自身のツイッターのトップに自身が防衛副大臣の役職であることを明示的に載せており、さらに、例えば本年五月二十四日には「防衛省・自衛隊が運営する「ワクチン大規模接種センター」今日から東京・大阪で接種開始。防衛省・自衛隊、一丸となって頑張ります。国民皆様のご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。」と防衛副大臣の立場でツイートしているの、ツイートを副大臣としての発信か、個人の発信かを区別することができなくなっていることは、国内外の誤解や不信を招きかねない。

二二

加藤勝信内閣官房長官は本年五月十二日午後
の記者会見で「個人のツイッターでの発信と承知しておりますので、その意図を私どもは承知しているわけではございませんので、コメントは差し控えたいと思います。」と述べているが、公職にある者が個人の思いだとして好き勝手に発信していいのか。

三 内閣の一員にある者が、公式見解と異なる考えを発信することによる国益への悪影響をどのように考えるか。

四 思想信条、表現の自由は最大限尊重されるべきは言うまでもないが、内閣の一員である間は、政府の見解から外れる発信は慎むよう申し合わせ等が必要ではないか。
右質問する。

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員白眞勲君提出政務三役等をはじめとする内閣に属する一員のSNS等における見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員白眞勲君提出政務三役等をはじめとする内閣に属する一員のSNS等における見解に関する質問に対する答弁書
一から四までについて

政治家個人としての発言に関し、政府としてコメントすることは差し控えたいが、いずれにせよ、一般に、政府としては、各閣僚や副大臣の対外的発言に当たっては、内閣の基本方針や既に政府として決定した方針を踏まえ、無用な疑念を抱かれることのないよう十分留意すべきであると考えており、このことについては、閣

議や副大臣会議の場で確認している。このため、現時点において、御指摘のような「申し合わせ」を行うことは考えていない。

新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年六月二日

蓮 舫

参議院議長 山東 昭子殿

新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種に関する質問主意書

菅総理は、令和三年五月二十八日の記者会見でも「感染を防止し収束へ向かわせる切り札が、ワクチンです」と述べるなど、ワクチン接種を対策の切り札として進めている。

一方、ワクチン接種の接種順位について、厚生労働省ホームページにおいて、(一)医療従事者等、(二)高齢者(令和三年度中に六十五歳に達する、昭和三十二年四月一日以前に生まれた方)、(三)高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方、(四)それ以外の方としている。また、同ホームページにおいては、「優先順位」との表現も用いている。

接種順位一位である医療従事者等(約四百八十八万人)への接種は、令和三年二月十七日から開始されたが、令和三年四月十二日時点で二回目接種割合が一・五%に満たない中、第二順位の高齢者への接種が開始された。

令和三年六月一日現在、接種順位一位の医療従事者の二回目接種割合は約六十五%と進捗しつつ

あるものの、まだ完了していない。また、政府が七月中に完了させるという第二順位の高齢者の令和三年六月一日時点の二回目接種割合は一・三%となっている。

そのような中、令和三年六月一日に行われた会見において加藤官房長官は、医療従事者を自ら確保することなどを前提に、令和三年六月二十一日から学校等を含む職域接種を可能とする旨を発言した。これを受け、一部大企業等では職域接種に向けて検討を開始したとの報道もある。

このようにワクチン接種は、当初定めた優先順位があるものの、順位内の対象者への接種が十分に進まない中で、次の順位の対象者への接種が開始されている現状がある。そこで、以下、質問する。

一 政府のいう「接種順位」の定義・意味は何か。

二 政府のいう「優先」とは、その対象の者全てが接種を先に終えるとの意味か。

三 医療従事者の二回目接種終了前に、高齢者接種が開始されたが、医療従事者と高齢者のどちらが優先か。

四 医療従事者と高齢者の優先接種順位の違いの理由は何か。

五 令和三年六月二十一日時点では、日本全体で接種順位二位の高齢者への接種が終わっていないと考えられる。また、医療従事者以外の社会を支えているエッセンシャルワーカーの方や大企業等と異なり、自前で医療従事者や会場を確保できない中小零細企業で働く方々、大企業で働く方でも派遣社員等の方々などは、一部は職域接種の対象になるかもしれないが、多くの方々は職域接種の対象外になる可能性が高い。このような方々にとっては、一部大企業や大学等で接種が進むことに不平等などの指摘がある

が、どう考えるか。

六 政府の考える集団免疫の定義は何か。また、我が国において、集団免疫はいつ頃できると認識しているか。令和三年七月末までに集団免疫ができると考えているか。

七 「切り札」であるワクチン接種は、感染を防止し収束に向かわせるため行うと菅総理が発言しているが、収束に向かう時期は、いつと考えているか。令和三年七月末までか、希望する日本人全員接種が終わった後か、変異株にも対応できる新たなワクチン開発及び再度の接種終了までを含めてか、示されたい。

右質問する。

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山東 昭子殿
参議院議員蓮舫君提出新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員蓮舫君提出新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

お尋ねの「接種順位」の定義・意味、「医療従事者と高齢者のどちらが優先か」及び「医療従事者と高齢者の優先接種順位の違い」については、令和三年二月九日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において取りまとめられた、新型コロナウイルス感染症にかかった際の重症化リスクの大きさ、同感染症の患者(同感染症にかかっていると疑われる者を含む。)に対する

医療提供体制の確保の必要性等を踏まえ、医療従事者等、高齢者、高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者の順に同感染症に係る予防接種(以下「予防接種」という。)を行い、その後、それ以外の者に対し、予防接種に係るワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ、順次予防接種を行うとの基本的考え方のおりである。

二について

御指摘の「その対象の者全てが接種を先に終える」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位のある基礎疾患を有する者等」への接種の開始等について(令和三年四月二十一日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)において、「医療従事者等への接種完了を待たずして四月十二日の週から高齢者への接種が限定的に開始されている」、「高齢者から、次の接種順位である基礎疾患を有する者等への接種へ進む際には、高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、自治体において、高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえ、順次、次の順位へ接種を進める。この際、自治体は基礎疾患を有する者等への先行予約期間の設定などにより、基礎疾患を有する者等が優先的に接種できる機会を設ける」及び「先行予約期間内であっても、予約の空き状況がある場合などは、基礎疾患を有する者等の接種機会が損なわれない範囲でそれ以外の者も予約可能とすること」と示しているとおりでである。

五について

政府としては、御指摘の「職域接種」について、「新型コロナウイルスの職域接種の開始に

ついて「令和三年六月一日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡」において、「企業単独での実施のほか、中小企業が商工会議所等を通じて共同で実施すること、企業が下請け企業など取引先も対象に含めて実施すること・・・なども可能」としているところであり、令和三年六月一日の記者会見において、加藤内閣官房長官が「一般接種の対象者の中で、企業や大学等の協力により職域を通じて接種を受けていただく方が増えていくことで市町村が実施する一般接種もより受けやすくなり、接種が加速化することが期待をされております」と述べているとおり、「職域接種」も推進することにより、可能な限り早く国民の皆様が予防接種を受けることができるよう、政府一体となつて取り組んでまいりたい。

六について
お尋ねの「集団免疫」については、厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルスQ&A」において、「人口の一定割合以上の人が免疫を持つと、感染者が出て、他の人に感染しにくくなることで、感染症が流行しなくなる状態のこと」であり、「新型コロナウイルスによって、集団免疫の効果があるかどうかは分かっておらず、分かるまでには、時間を要すると考えられています」と示しているところである。

七について
御指摘の「収束」については、新型コロナウイルス感染症に係る国内外における感染状況、予防接種の実施状況、「変異株」の動向、社会情勢等の具体的な状況に即して判断すべきものであり、その時期を明確に示すことは困難である。